

地方債と地方財政について

2005年5月9日

みずほフィナンシャルグループ

山本 淳

市場公募地方債の見直し(1)

- 1998年度 発行条件弾力化
- 繰上償還条項削除
- 1999年度 地方財政法改正
- 2000年度 5年物市場公募債導入
- 2001年度 住民参加型市場公募債導入
- 2002年度 起債方式見直し
- 2003年度 共同発行市場公募地方債導入
- さいたま市が市場公募債発行開始
- 超長期市場公募債発行開始

市場公募債の見直し(2)

- 2004年度 東京都・横浜市が一般地方債とは別の日に条件決定
- 福島県・群馬県・岐阜県・熊本県が市場公募債発行開始
- 東京都が政府保証の付かない外債を発行
- 2005年度 鹿児島県、静岡市が市場公募債発行開始

1998年頃の混乱

- 北海道拓殖銀行の経営破綻(1997年11月)
- 電子的な登録請求開始(1997年12月)
- 地方債の繰上償還に関する報道(1998年2月)
- ロシア国債の債務不履行(1998年8月)
- LTCM危機(1998年8~9月)
- 泉佐野コスモポリタン解散(1998年9月)
- GITIC危機(1998年10月)
- 幾つかの地方公共団体における財政危機宣言
- 運用部ショック・長期金利上昇(1998年12月)

財政投融资制度の見直し

- 国債発行額の増加
(平成12年度86兆円 平成17年度170兆円)
- 地方債計画における民間資金の割合の上昇
(平成12年度41% 平成17年度60%)
- 「市場の評価」という魔法の杖(もっともらしい幻想)
財投機関債の発行により特殊法人等が市場の
評価にさらされることを通じ、当該法人の運営
効率化へのインセンティブが働く等のメリット
(平成11年8月資金運用審議会懇談会検討会)

地方債の商品性は単純だけど・・・

- 実益のないデフォルト論議
- 都道府県か政令指定都市か市町村か
証券市場でのサイズ・知名度の問題
- 地方公共団体か地方公社か第三セクターか
債務者の混同問題
- 貸し手のニーズと借り手のニーズのすれ違い
償還年限、金利水準、保有債券の時価評価
- 財投機関債での心地よい経験
指定金融機関を中心とする起債体制が崩れれば仕事が増える人がいる？

地方債は財政規律の道具になるか？

- 負債による規律付けのメカニズム
債権者による管理、資産清算の可能性
地方公共団体は私的法人になり得るか
- 特殊法人債での経験(財投機関債等)
流動性の差、実際の金利差
金利が高ければ事業を実施しないという幻想
特殊法人改革の過程における無意味なコスト
- 債券(債権)マーケットの現実
- 市場金利の水準は時々刻々と変わるもの
発行条件の格差に何の意味があるのか？

必要なのは予算制約ではないのか？

- 民主主義のプロセス
- 事前のルール
 - Investment Purpose Rule 等
- 地方分権の推進との関係
- 受益と負担のあり方
- ナショナル・ミニマム(シビル・ミニマム)
- レベニュー債のメリットは？
 - 地方公共団体が事業主体になることにどんなメリットがあるのか？